

社会教育施設利用における対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和3年2月5日付けで、熊本県独自の**緊急事態宣言**が21日まで延長されました。

本町におきましても、感染拡大防止対策として、以下の通り対応することと致しますので、皆様のご理解、ご協力をお願い致します。（各施設の利用条件については、別紙をご参照ください）

なお、この対応につきましては、今後の感染の拡大状況や重症度を見ながら適宜見直すことと致します。

【留意事項】

- ア 発熱等の風邪の症状がみられる場合は、ご利用をお控え下さい。
- イ 3密（密閉、密集、密接）防止としての換気やソーシャルディスタンスの確保をお願いします。
- ウ 利用者によるマスクの着用（スポーツ活動は可能な限り）、手指の消毒、手洗い、うがいの実施と徹底をお願いします。
- エ 共有して使用した用具類は、消毒を行って下さい。
- オ 歌唱及び管楽器演奏については、地域の感染状況を踏まえ、実施の有無を慎重に検討します。
また、実施する場合は、「接触」、「密集」、「近距離での活動」、「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、できる限り同じ方向を向き、時間を絞るなど工夫して実施するようお願いします。
- カ 大会を含む対外試合、練習試合は事前に事務局へご相談ください。

【お問合せ先】
嘉島町教育委員会 社会教育課
☎096-237-0058
Fax096-237-1299
E-mail
syakai@town.kashima.kumamoto.jp

文化施設の利用について

施設名	利用について
使用時の注意事項 ※屋内・屋外共通	※利用団体の責任者は、毎回利用時に「利用者名簿」と「感染症拡大防止チェックリスト」を <u>作成し、保管</u> して下さい（ホームページに掲載、窓口にも用意）。
嘉島町民会館	・ホール・・・・・・・・・・250人まで利用可能。 ・リハーサル室・・・・・・10人まで利用可能。 ・調理室・・・・・・・・・・19人まで利用可能。 ・大会議室・・・・・・・・・・75人まで利用可能。 （会議室1、2、3は各25人まで） ・会議室4・・・・・・・・・・21人まで利用可能。 ・会議室5・・・・・・・・・・10人まで利用可能。 ・和室・・・・・・・・・・・・・9人まで利用可能。 2月21日（日）までの間、午後8時～10時までの新規受付を休止します。
嘉島町民会館図書室	・利用可能（入室の際の人数制限あり）。 ※町内者及び町内在勤者に限り閲覧、学習可能。時間制限あり。
嘉島町公民館近隣公園分館	大部屋・・・・・・・・・・・・・30人まで利用可能。 小部屋・・・・・・・・・・・・・6人まで利用可能。 2月21日（日）までの間、午後8時～10時までの新規受付を休止します。

※町民会館会議室の人数制限については、予約申請時点での条件で貸出を行います。
その後、貸出条件の変更（利用人数の緩和等）があった場合には、利用日時点での条件でご利用いただけます。
なお、貸出条件の変更（利用人数の緩和等）については、予約申請者に改めてご連絡はいたしませんので、予約内容の変更が必要な場合は、ホームページ等で必ず案内をご確認いただき、予約変更の手続きをお願いします。

体育施設の利用について

施設名	利用について
使用時の注意事項 ※屋内・屋外共通	※利用団体の責任者は、毎回利用時に「利用者名簿」と「感染症拡大防止チェックリスト」を <u>作成し、保管</u> して下さい（ホームページに掲載、窓口にも用意）。
小・中学校グラウンド 小・中学校体育館	2月21日(日)までの間、午後8時からの利用を休止 いたします。 (町総合型地域クラブ含む) ※中学生の部活動、小学生の社会体育スポーツ活動は可。
嘉島町民体育館	町内者（団体）のみ利用可能・・・人数制限なし（施設利用制限あり）。
嘉島町総合運動公園	利用可能施設 「多目的競技場、野球場、陸上トラック、テニスコート、更衣室」 ※会議室、多目的室・・・10人まで利用可能。 ※陸上トラック・・・・・・予約による利用可能。 (個人利用については、人工芝広場の利用がない場合に限る)。
嘉島町スポーツ交流広場	利用可能。
嘉島町営運動場	利用可能。

※2月21日(日)までの間、町外者(団体)のIDの新規取得は出来ません。

※県を越えての催事、大会、練習試合等の実施においては、可能な限り開催自粛をお願いいたします。

【体育施設受付時における注意事項】

①体育施設における児童生徒のみの利用はできません。保護者等が利用申請し、管理下のもと利用して下さい。

②申請の流れ

町内者（団体）・・・利用前月の1日～7日申請可能。

※重複した場合は、毎月12日に調整会議を行います（12日が土日、休日の場合、直前の金曜日）。

町外者（団体）・・・利用前月の15日から申請可能。

※嘉島町ホームページ内の施設予約システムから入力が可能です。ユーザーID、パスワードを入力し、申請してください。なお、15日以降は、入力の時点で仮予約となりますので、利用日の3日以上前に許可申請とお支払いをお願いいたします（嘉島町営運動場除く）。